

再現答案 民事訴訟法

設問 1

第 1 課題 1

1 被告が甲となる見解

民事訴訟は処分権主義の下、訴訟物等を当事者が自治的に設定できることから、被告が誰であるかについても原告の合理的意思により決すべきと考える。

この見解による場合には、原告は、賃貸借契約の相手方である「M テック」を被告としているものと考えられる。そうすると、被告は甲であるというべきである。

2 被告が乙となるような見解

被告が乙となる見解について、当事者が誰であるかは訴訟の初期の段階から重要な事柄であるため、明確な基準が要求されるべきである。そこで、訴状の当事者欄の記載や請求の趣旨原因を考慮して被告が誰であるかを決すると解する。

この見解による場合、訴状には「M テック」が被告とされていた。この商号は訴訟開始当時乙の商号であった。訴状に添付してあるのは乙の代表者事項証明書であり、訴状からは乙が被告であるというべきである。

第 2 課題 2

1 A の代表者としての陳述につき自白が成立していると取り扱うべきかについて、そもそも自白とは、口頭弁論または弁論準備手続期日における相手方の主張する自己に不利益な事実を認める旨の陳述である。もっとも、自白が成立するためには、159 条が「当事者」という文言を用いている通り、「当事者」が上記のような陳述をする必要がある。

2 本件では、被告は乙と確定されているにもかかわらず、訴訟において実際に訴訟追行したのは A である。そのため、当事者が自白をしたものとは言えない。しかし、A は乙であるかのように訴訟で振る舞っていること、A による一連の行為により被告は乙となり、その代表者は B とされていることに照らせば、A が「当事者」でないことを理由として自白が成立しないと主張することは恣意的に訴訟上の地位を使い分けるものであり、訴訟上の信義則に反し許されない。したがって、A による自白は「当事者」のした自白として取り扱うべきである。

3 A は、口頭弁論期日において X の主張を認める旨の自己に不利益な陳述、すなわち相手方が証明責任を負う事実について認める旨の陳述をしている。よって、A の陳述につき、自白が成立していると取り扱うべきである。

4 次に、自白の撤回について、一旦自白が成立すると相手方の信頼保護の観点から自白の撤回は制限される。自白の撤回が許されるのは、①相手方の同意がある場合、②刑事上罰すべき他人の行為によって自白がされた場合、③自白が真実に反しかつ錯誤に基づく場合である。

5 ①②が認められるような事情はない。また、③について、真実に反することが証明された場合には錯誤は推定される。本件において、乙は X と賃貸借契約を締結しておらず、自白は真実に反する。これにより錯誤も推定される。しかし、A は乙ではなく甲が賃貸借契約の当事者であることを知った上で訴訟を遅延させるために自白をしており、錯誤に基づくものとは言えない。よって、③の要件を満たさない。

6 以上より、自白の撤回は認められない。

設問 2

まず、新当事者に対する別訴に対し、係属中の訴訟の訴訟状態を当然に利用できるとは限らないという点については、本件では、訴える相手方を間違えてなされた訴訟であり、前訴の訴訟資料と別訴の訴訟資料は共通する。そのため訴訟資料の流用が可能であり、訴訟経済に資するといえる。次に、訴訟を複雑化するという点については、旧訴と新訴とでは訴訟物は同一であり、被告とされるべき者が違ったのみである。被告を追加するのみであれば、従前の訴訟状態を利用できるのであり訴訟が複雑化するとは言えない。さらに、X が被告を誤ったのは A の工作によるものであり、軽率な提訴とは言えないし、このような特殊な状況下で主観的追加的併合を認めたとしても軽率な提訴等が誘発されるおそれがあるとは言えない。最後に、訴訟の遅延を招きやすいとの批判に対しては、本件では訴訟資料の流用ができるので必ずしも訴訟の遅延を招くとは言えない上、主観的追加的併合が認められないとすれば、訴訟資料の流用ができず、かえって訴訟経済に反する事態を招くこととなる。

したがって、本件では例外的に主観的追加的併合が認められるというべきである。

設問 3

1 「文書」とは、文字等により人の思想内容等を記載した書面を意味する。

2 USB メモリは書面ではないし、それ自体が人の思想内容等を記載したものではなく「文書」には当たらず、「文書でないもの」にあたる。

3 しかし、USB メモリは、その中身たる情報に人の思想内容等の情報が化体している。また、USB メモリの内容を閲覧するには専門家等の知見を要することなく、裁判所であってもその内容たる情報をパソコンに繋ぐなどして閲覧したり、印刷したりすることができる。従って、USB メモリも録音テープ等と同様に取り調べられることが許容される。

< 2022年司法試験・民事訴訟法 >

第1 設問1

1. 課題1について

(1) 本件訴訟の被告が甲となるような見解は、誰が原告となり、又は原告が誰を被告とする意思を有していたかによって、当事者を確定するものである。

この見解によれば、本件訴訟を提起したXの意思としては、本件貸貸借契約を締結した甲を被告とするというものであるから、甲が被告として確定されることになる。

(2) 本件訴訟の被告が乙となるような見解は、当該訴訟の訴状における当事者欄の記載により、当事者を確定するものである。

この見解によれば、本件訴訟の訴状における当事者欄には乙と記載されていることから、乙が被告として確定されることになる。

2. 課題2について

(1) 民事訴訟における審判対象が私人間の権利又は法律関係であって、これには私的自治の原則が妥当することから、これを訴訟上も尊重して、判決の基礎となる事実及び証拠の収集・提出は当事者の権能であり責任であるとされている（弁論主義）。そして、この帰結として、裁判所は、当事者間で争いのない事実、すなわち、自白した事実を判決の基礎としなければならないことが導かれる（第2準則）。

ここで、本件訴訟においては、被告として確定された乙が本件貸貸借契約に係る甲の地位につき陳述しているところ、第2準則が私的自治の原則を根拠とすることから、甲の地位につき処分権のない乙の陳述には自白は成立しないのではないかと、検討を要する。

たしかに、第2準則は、私的自治の原則を根拠とする。それでも、乙は本件訴訟の被告として確定されているのであるから、本件訴訟の被告として自由に訴訟活動をなし得るのである。また、第2準則における私的自治の原則の根拠は、当事者間での争いが無いことを尊重して判決をすべきことを基礎づけるにすぎず、当事者に当該権利又は法律関係につき処分権を有することまで要求するものではないというべきである。

したがって、本件訴訟の第2回口頭弁論期日における乙の代表者としてのAの陳述であっても、自白は成立することになる。

(2) 民事訴訟法（以下省略する。）179条は、自白につき不要証拠を規定しているところ、同条が第2準則を根拠とすることから、同条にいう「自白」と第2準則にいう自白とは同義である。そのため、ここでいう「自白」とは、口頭弁論又は弁論準備手続における、相手方の主張と一致する、自己に不利益な事実の陳述をいう。そして、第2準則が私的自治の原則をその根拠とすることから、ここでいう事実は主要事実で足りる。

本件訴訟の訴訟物は、本件貸貸借契約の終了に基づく本件事務所の明渡請求権であって、訴状記載の(1)ないし(3)が主要事実となるところ、第2回口頭弁論期日において、乙の代表者であるAは、Xが証明責任を負うこれらの事実を認めるとの陳述をしている。したがって、乙の代表者であるAが口頭弁論期日においてXの主張と一致する自己に不利益な事実の陳述をしたものとして、当該陳述につき自白が成立している。

(3) 訴訟行為の撤回は、本来であれば自由に可能であるものの、自白がなされることで、第2準則及び179条の適用があることから、そのような自白の撤回は、相手方に自白により生じた有利な地位を一時的に覆滅する点で、相手方の信頼を損なうことから、信義則に反し認められるものではない。それでも、自白した事実につき、自白者においてそれが事実と反することが証明されたならば、相手方に不利益は生じないし、自白が自白者の錯誤に基づく場合には、そのような撤回も許容されることになる。したがって、自白した事実につき、自白者において犯真実が証明され、かつ、それが自白者の錯誤に基づく場合には、例外的に自白を撤回することも許されるべきである。

本件訴訟における第3回口頭弁論期日において、Aは、「株式会社Mテック」が乙の商号であって、本件貸貸借契約の当事者が乙ではないとして、上記乙の自白が真実に反すること

を主張するとともに、乙の全部事項証明書を証拠として提出することで、これにつき証明がなされている。他方、上記乙の自白は、その代表者であるAによりなされたものであって、甲を「株式会社Gテック」として乙を「株式会社Mテック」とする商号の変更もAの主導によりなされたものであるから、上記自白が錯誤に基づくものとは認められない。

したがって、乙の代表者であるAは、上記自白を撤回することは認められない。

第2 設問2

1. 問題点の第1及び第2について

たしかに、主観的使的併合をすることで、一般に、係属中の訴訟状態を新たな当事者に対する訴訟に当然に利用できるとは限らず、かえって全体としての訴訟を複雑化させる弊害が考えられる。

しかしながら、本件において被告に甲を追加する場面では、新たに別の主体として甲を被告に追加するというよりも、本件訴訟の被告として適切な主体である甲を追加することになるから、係属中の訴訟状態は甲に対する訴訟に当然に利用でき、さらに、どちらが本件賃貸借契約の当事者であるかが問題となるにすぎないことから、全体としての訴訟を複雑化させることにはならない。したがって、本件においては、上記の問題点は問題とならない。

2. 問題点の第3及び第4について

主観的追加的併合が認められるとすると、訴訟の途中で被告の間違いや脱漏が判明しても、原告が被告を追加できるため、軽率な提訴が誘発されるおそれがあり、新訴の提起の時期によっては訴訟の遅延を招きやすいといえることができる。

しかしながら、本件においては、乙の代表者であり、甲の前代表者であったAの主導により、Xの訴えを空振りにさせて時間稼ぎをすることをするために、甲及び乙の商号の変更が行われているのであって、このことがXに知られることもなかったのであるから、Xは当然に乙を本件賃貸借契約の当事者と誤信すべく、かえってXの誤信に乙の代表者であるAの帰責性が認められる。そうすると、本件においては、Xの軽率な提起があったものではなく、甲を当事者として追加することより生じる不利益は乙において甘受すべき状況にある。したがって、本件においては、上記の問題点は、問題とならない。

3. 以上から、本件においては、甲を被告として追加する主観的予備的併合が認められるべきである。

第3 設問3

1. (1) 231条において例示されている物件は、当然に「文書でないもの」に該当することになる。

図面及び写真は、紙面に顕出されているものの、文字や可読的な符合で表現されたものではない。そのため、同条にいう「文書」は、文字又は可読的な符合で表現されていることを要すると考えられる。

また、録音テープ及びビデオテープは、可読的な符合でもって記録されているものの、紙面に表現されたものではない。そのため、同条にいう「文書」は、紙面に表現されていることを要すると考えられる。

さらに、その物件の存在や形状等が問題となる検証（232条以下）との関係から、同条にいう「文書」は、一定期間にわたって永続する状態で意思や情報等が表現されたものであることを要する。

以上から、同条にいう「文書」とは、文字又は可読的な符合によって、ある一定期間にわたって永続すべき状態で、紙面に意思や情報等が表現されたものをいうと解すべきである。

(2) USBメモリは、情報等が電磁的方法で記録されているものであって、可読的な符合によってある一定期間にわたって永続する状態で情報等が保管されるが、それらが紙面に表現されているものではないから、「文書でないもの」に該当する。また、USBメモリは、情報等を電磁的方法で記録し、出力機器を用いることでそれを読み出すことができるから、

「情報を表すために作成された物件」に該当する。

2. USBメモリは、検証とは異なり、それ自体の存在や形状等が問題となるものではなく、そこに記録された意思や情報等が問題となる。また、USBメモリは、録音テープやビデオテープと同様に、情報の読み出しには出力機器を要するから、これらと同様に取り調べられるべきである。

3. 以上から、USBメモリは、231条の適用を受けて、書証と同様に取り調べられるべきである。

以 上